

第787回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年5月8日（月曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（17名）

1 番 今津 久雄	2 番 岩本 誠司	3 番 浦田 久永
4 番 小川 節美	5 番 小島 久司	6 番 川島 照久
7 番 黒岩 重光	8 番 田村 磨利	9 番 所谷 頼尚
10 番 西山 讓	11 番 羽賀 久喜	12 番 濱田 頼之
13 番 細川 壯	14 番 細川 秀信	15 番 松本 功
16 番 保田 稔	17 番 山口 一晴	

4. 欠席者 なし

5. 事務局等出席者

事務局長 山岡 敏樹 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第4条許可申請審査について
議案第3号	農地法第5条許可申請審査について
議案第4号	宿毛市農用地利用集積について

○議長 これより第787回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番所谷
頼尚委員、10番西山讓委員にお願いします。

○議長 これより議事に入ります。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」説明いたします。
今回の3条許可申請は1件です。番号4番。場所は2ページに位置図を
つけております。押ノ川、聖ヶ丘病院前の国道56号線沿い、中村方面へ
左側に広がる農地のうちの3筆になります。
売買で取得後は、直七を作るとの計画が出されております。
本申請は双方から委任を受けた四万十市の西川行政書士から提出されて
おります。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法
第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えており
ます。
今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続きまして、受付番号4番について押ノ川地区担当の松本委員さんお願
いします。

○松本委員 **【議案書をもとに4番朗読】**
先日双方とも電話で確認しました。間違いないのでよろしくお願いま
すという事です。購入後の耕作は、畑は直七か芋を作るという計画で、田
についてはできれば稲を作って、できない場合は薔薇でも植えようかとい
う話でした。ここは現況では何十年も作ってない所ですが、もう荒地と
いうかだいぶ荒れた原野ですが、趣味みたいな形で作る予定です。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませ
んか。

(審議中)

○議長 これは全部荒れちやうが。

○松本委員 家も買うだろうと思うがやけど。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」1件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」1件は、許可することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

(所谷委員退室)

○事務局長 それでは、議案第2号、農地法第4条許可申請審査について説明いたします。

受付番号2番。申請場所は、議案書4ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、二ノ宮。1,840㎡。7筆。申請地は、南向きで十分な日射量があり、設備も南向きに設置でき電柱も近く電力の販売も容易な為、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。太陽光発電施設設置に伴う農地の転用面積は1,840㎡となります。資金計画といたしましては、建築費が3,000万円、借入金が3,000万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上になります。

○議 長 続きまして、受付番号2番について、二ノ宮地区担当の川島委員さんお願いします。

○川島委員 【議案書をもとに2番朗読】

現在、この前に●●さんが太陽光発電ををやっておりますので、その引き続きになりますので、問題はないと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○保田委員 前のミカン畑の所。

○川島委員 そうそう、ミカンを切つてね現在は栗を植えちょう。荒らされたら二ノ宮地区が困るがよ。その前側にやっているの、止める理由も無いし。

○議 長 その他の農地でよ、目的には太陽光が入っても問題ない。

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

(所谷委員入室)

○議 長 続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案第3号、農地法第5条許可申請審査について説明いたします。

 受付番号2番。申請場所は、議案書6ページの位置図を見ていただきたいと思ひます。所在地、駅前町。ラッシュバイパチコ北側の隣の土地になります。転用目的といたしましては、申請者は、現在借家住まいのため利便性の良い申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

 農地転用に伴う隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は218.46㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費が445万円、建築費が1,955万円、自己資金が100万円、借入金が2,300万円です。

 農地区分につきましては、宿毛駅から概ね300m以内の距離に位置し「第3種農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

 続きまして、受付番号4番。申請場所は、議案書8ページの位置図を見ていただきたいと思ひます。所在地、港南台。中央通り地区コミュニティセンターの3段上の土地になります。転用目的といたしましては、申請者は、現在借家住まいのため、親が所有する利便性の良い申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

 農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は244.00㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費が445万円、建築費が2,500万円、借入金が2,500万円です。

 農地区分につきましては、都市計画法による用途地域に指定されている区域内の農地の事より「第3種農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上になります。

 次に、受付番号5番。申請場所は、議案書9ページの位置図を見ていただきたいと思ひます。所在地、二ノ宮。所谷建設の隣接地の土地になります。転用目的といたしましては、申請者は、現在借家住まいのため、利便性の良い申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

 農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は385.00㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費が250万円、建築費が1,973万円、借入金が2,223万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、受付番号6番。申請場所は、議案書10ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、二ノ宮。所谷建設の隣接地の土地になります。転用目的といたしましては、申請者は、現在借家住まいのため、利便性の良い申請地に一般住宅を建築しようとするものです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書、融資予約依頼書等必要書類は添付されております。一般住宅建築に伴う農地の転用面積は495.00㎡となります。資金計画といたしましては、土地取得費が380万円、建築費が2,120万円、借入金が2,500万円です。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上になります。

○議長 続きます、受付番号2番と3番について、駅前地区担当の田村委員さんをお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに2番及び3番朗読】

●●●●●さんはちょっと高齢で、娘さんご夫婦と直接会いまして話をしました。売られるという事で、現在は梅を7、8本植えられて畑になっているのは間違いないのですが管理もされているのですが、見た目は1筆なんですけど、1枚なんですけど、そこが2筆の土地のようなんですが●●●●●さんと●●●●●さんは、最初ご兄弟なのかなと思ったら、●●●●●さんは●●●●●さんのお兄さんのお嫁さんだそうなんですけど、住宅を借り住まいなので建てられるという事で、そこを半々に購入されてお家を建てられるという事です。

●●●●●さんの方も電話で確認して、よろしく申し上げますという事です。

●●●●●さんもお父さんが亡くなって、なかなか相続から何かからとても大変なようなので、まあそういう事情もあって是非ともよろしく申し上げますという事です。以上です。

○議長 続きます、受付番号4番について、港南台地区担当の山口委員さんをお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに4番朗読】

一か月位前にまだ書類が届く前に●●●さんの方から直接私の方に連絡がありまして、一緒に見に行っています。港南台のど真ん中という事で、ほぼ問題はないと思います。

この使用貸借権設定については、聞いてみましたが特に意味が無くてもこういうふうになっているという事です。よろしくお願ひしますという事です。以上です。

○議 長 続きまして、受付番号5番及び6番について、平井地区担当の川島委員さんお願ひします。

○川島委員 【議案書をもとに5番及び6番朗読】

電話で確認したところ、一般住宅を建つという事でよろしくお願ひしますという事でした。審議のほうよろしくお願ひします。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

○議 長 番号2番から4番までの案件については、宅地の見込で造成された場所を今回宅地にするように感じます。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませぬか。

(「なし」の声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」5件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと申すことですので、「議案第3号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書11ページになります。今回5件のうち1件が新規で残る4件は再設定になります。

はじめに番号24番。新規設定です。場所は草木藪地区の一番奥、愛媛県との境界手前の増田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

地目は田で、ブロッコリーを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

続きまして、番号25番。ここからは全て再設定になります。場所は二ノ宮。大きく4か所に分かれており、まず東製材所の向かい主要地方道宿毛津島線沿いに広がる農地の内の1筆、残る3筆は東製材所から少し中に進み、今回利用権を設定する者の自宅の周辺の農地になります。

こちらでは、水稻及び野菜（大根）を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

次に番号26番、場所は、同じく二ノ宮。先程の説明にもありました東製材所の向かい、主要地方道宿毛津島線沿いに広がる農地の内の1筆になります。こちらでは水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

次に番号27番、場所は黒川。細川会長の自宅の向かい、主要地方道土佐清水宿毛線沿いと中筋川との間に広がる農地の内の2筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

最後に番号28番、場所は、戸内。工業団地手前に広がる農地の内の1筆になります。

この農地は、これまで別の方と平成34年までの予定で利用権設定を結んでいましたが一旦合意解約を行い、相手方を変更して利用権設定を行うこととなり今回の申請となっております。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定の申出は以上になります。

○議 長 続きまして、24番について、草木藪地区担当の所谷委員さんお願いします。

○所谷委員 【議案書をもとに24番朗読】

双方の方に5月1日でしたか、電話で確認をいたしました。双方2人で契約書も結んでおるといような事で間違いありませんのでという事です。よろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、25番及び26番について、二ノ宮地区担当の川島委員さんお願いします。

○川島委員 【議案書をもとに25番及び26番朗読】

今までずっと前回は引き続きだと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長 続きまして、27番について黒川地区担当の西山委員さんお願いします。

○西山委員 【議案書をもとに27番朗読】

●●●●さんの所に電話をしたところ、●●●●さんは電話の声が聞こえにくく全部奥さんがやりようと、それで奥さんと話をしました。

●●●●さんはなかなか電話に出ないもので、黒川にいる奥さんに電話をしまして再設定ですので話をしているのでよろしく申し上げますという事でした。以上です。

○議 長 続きまして、28番について、戸内地区担当の岩本委員さんお願いします。

○岩本委員 【議案書をもとに28番朗読】

先日双方に直接会い確認をしました。何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○議 長 24番の設定を受ける人は、愛媛県よね。その耕作状況の確認はできちよう。

番号4番。所在地は平田町戸内、登記地目は畑、1筆。14ページになります。場所は、北川地区の布本城池の北側の土地で約40年前頃より耕作放棄し雑木が生い茂り山林となり現在に至っております。

続きまして、番号5番。所在地は小筑紫町呼崎。登記地目は畑、1筆。15ページになります。場所は、国道321号線の山中スレート瓦工業所を左折し、呼崎集会所の近くの土地で昭和62年に住宅を建築し宅地として使用し現在に至っております。

次に番号6番。所在地は山奈町山田。登記地目は畑、1筆。16ページになります。場所は、山奈小学校北側の山田上農村公園付近で、平成14年頃より耕作放棄し、笹、雑草が生えて原野となり現在に至っております。

次に番号7番。所在地は藻津。登記地目は畑、1筆。17ページになります。場所は、主要地方道宿毛城辺線の藻津川を越えた付近で、平成14年頃より耕作放棄し、茅、雑草が生えて原野となり現在に至っております。

次に番号8番。所在地は藻津。登記地目は田、2筆。18ページになります。場所は、主要地方道宿毛城辺線の藻津川を越えた付近で、平成14年頃より耕作放棄し、茅、雑草が生えて原野となり現在に至っております。

次に番号9番。所在地は藻津。登記地目は田、2筆。19ページになります。場所は、主要地方道宿毛城辺線の藻津川を越えた付近で、平成14年頃より耕作放棄し、茅、雑草が生えて原野となり現在に至っております。

次に番号10番。所在地は藻津。登記地目は田、2筆。20ページになります。場所は、主要地方道宿毛城辺線の藻津川を越えた付近で、平成14年頃より耕作放棄し、茅、雑草が生えて原野となり現在に至っております。

次に番号11番。所在地は藻津。登記地目は田、1筆。21ページになります。場所は、主要地方道宿毛城辺線の藻津川を越えた付近で、平成14年頃より耕作放棄し、茅、雑草が生えて原野となり現在に至っております。

次に番号12番。所在地は藻津。登記地目は田、1筆。22ページになります。場所は、主要地方道宿毛城辺線の藻津川を越えた付近で、平成14年頃より耕作放棄し、茅、雑草が生えて原野となり現在に至っております。

次に番号13番。所在地は藻津。登記地目は田、2筆。23ページになります。場所は、主要地方道宿毛城辺線の藻津川を越えた付近で、平成14年頃より耕作放棄し、茅、雑草が生えて原野となり現在に至っております。

最後に番号14番。所在地は坂ノ下。登記地目は畑、1筆。24ページになります。場所は、宿毛方面から松田川の宿毛橋を渡り右折し、中市川沿いの土地で、平成10年頃より耕作放棄し、桧を植林して現在に至っております。

以上11件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 続きます、4番について、戸内地区担当の岩本委員さんお願いします。

○岩本委員 【議案書をもとに4番朗読】

場所は、うちの奥の池と国道沿いの昔の寺尾保育園とのちょうど真ん中で、西山委員とも話をしましたが見に行くことは無理なので、畑には戻らないと思います。お願いします。

●●さんには先月の3条申請の時に会った時に一緒に確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 続きます、5番について、呼崎地区担当の羽賀委員さんお願いします。

○羽賀委員 【議案書をもとに5番朗読】

4日に連絡をしましたところ浦田委員と見に行きまして、元には戻らないということで返っております。以上です。

○議長 続きます、6番について、竹石地区担当の小島委員さんお願いします。

○小島委員 【議案書をもとに6番朗読】

申請理由のとおり平成14年からですので、もう15年くらいそのままになっていて、何故かと言うと、両親が片方は亡くなり、片方は弱ってしまい自分たちではよう守りはできない。隣地の方に言っても誰も作ってくれない。そういう状況で何とかするにはもう非農地にしてもらってまた高く売却するなり何なりを考えたいという事でした。

確かに山田辺りでもいくらただでも作ってくれる人は無理な状況ではないかと。またあの作るにも重機を入れて、道端ですけどなかなか重機とか

入れて畦はなかなか作れないのでないかと話して帰って来たところです。
協議のほどよろしくをお願いします。

○議長 続きます、7番から13番について、藻津地区担当の山口委員さん
をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに7番から13番朗読】
先月保田委員と一緒に現地を確認し、それぞれに連絡を取ってお話を伺
いました。県道に全部隣接しているんですが、もうこの県道が完成した際
に埋め立てて本人ですらどこからどこまでが自分の土地かというも分か
らないような状態になっています。ほとんど一面みたいな感じになってい
るんですが、この後に太陽光を設置する計画があるらしいです。それぞれ
からよろしくをお願いしますという事です。

○議長 続きます、14番について、坂ノ下地区担当の保田委員さんお願
いします。

○保田委員 【議案書をもとに14番朗読】
2日に山口委員と一緒に本家の息子さん●●さんの立会のもと確認しま
した。木が生い茂っている所です。以前何回も田村委員と一緒に行ったと
ころです。

○議長 事務局と委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質
問はございませんか。

○西山委員 藻津のがは太陽光設置する予定はあるが。

○山口委員 一応そういう話にはなっているみたいです。

○西山委員 まあその個人じゃなくて、どこかの業者が来て。

○山口委員 そこまではちょっと話は分からないですけど。

○西山委員 何かやっぱりあるがやろうね、まとめることは。

○松本委員 何かあるがやろうね。

この非農地証明ではなしに、4条申請とは本人の希望やと思うけど、どう違うがやるか。

○議 長 非農地証明でいくとよ多分ね最初の経費も安くなる、そこら辺の取扱いよね。そういう太陽光を設置するというなら、本来なら現況が原野であってもあげてもらうのが筋では。

○議 長 今から新体制になってからでいいと思いますけど、原野で非農地を認めていくかどうかという問題があります。木が植わっていると山として、さっきの一番最初にあった案件で、山を・・・そこらへんもまた議論を一応方針を出してまたお願いしたい。

それと5番についてですけど、まだ20年も経ってない。いや30年も経ってない。

○羽賀委員 62年やけん30年になる。家もだいぶ古くなっちゃう。

○議 長 昔の家じゃないわよね。

○羽賀委員 古い。

○議 長 始末書か何か取っておかないと。無断でやっちゃって非農地で出てくる。これらも考えないかん。

(審議中)

○議 長 総論としてこの原野でよ、非農地で許可するという方向で今回はよろしいですか。

(「はい」 との声あり)

○議 長 それからもう1点、5番についてはよ、比較的新しい家で昔の家とは違い、昔の家と言ってもいっぱい古い家はありますけど、これは始末書を出してもらってそれで許可するという事で、そういう方向で採決してよろしいですか。

(「はい」 との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。非農地証明 11 件につきましては、審議の結果、問題ないということで、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、非農地証明 11 件については、証明することに決しました。

○議 長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 それではまず私の方から、先日 4 月 3 日から 5 月 1 日まで次期農業委員と農地利用最適化推進委員の募集をさせて頂いて、またいろいろ皆さんには本当にお世話になりまして、その状況についてですねご説明させていただきたいと思います。

お配りしておりますように農業委員の推薦応募状況ですけど、まず、11 名必要なところに 11 名応募いただいております。また裏面になりますけど、推進委員については 7 名のうち 6 名に応募いただいております。

今後の流れですけれど、まずは農業委員の方が 11 名に対し 11 名の応募がありましたので庁内で作ります評価委員会の方にですね、応募してきた書類で評価させていただきます。良という評価になりますと 6 月の議会の方で提案をして議会の閉会日に何もなければ承認を受けると。それで今の委員の任期期間がこの 7 月 19 日までですので、新しい農業委員の任期は 7 月 20 日からになりますので、7 月 20 日に組織会議を開く中で任命をしていきたいと思います。

またあの推進委員につきましては、この 7 月 20 日の組織会議の方ですね、みなさんの農業委員の 11 名の総意をもってですね、委嘱をしたいと思っております。それとまた 7 名必要なところで 6 名ということで、1 名欠員となっておりますので、これがあの山田地区のところで推進委員の欠員となっておりますので、今日みなさんのご承認を得る中でですね、再募集を 5 月 9 日から 6 月 2 日まで約一か月間ですね、1 名については募集をかけさせていただいてそれでまあ何とか農業委員、農地利用最適化推進委員を揃えていけたらと考えておりますので、またご協力をよろしくお願いします。

○事務局長 県に送付した結果の報告を2件報告させて下さい。本当は前回報告しかければならなかったんですけど、第785回3月の農業委員会でかけました第5条の申請で受付番号9号について3月27日にですね1件許可が下りております。

それで前回4月の農業委員会で第786回ですね、農業委員会で承認いただきました農地法第4条の申請、受付番号1号の分ですね。この分は4月27日で県の許可が下りておりますので報告をさせていただきます。

○事務局長 続きまして私の方から2点報告いたします。

1点目は「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてです。

内容は事務局で案を作成し去る3月の総会にてご協議いただき、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきましては、3月18日から4月18日までの一か月間宿毛市のホームページにて公開し意見等の募集を行いました。意見はありませんでしたので報告いたします。今後、平成29年度の活動計画についてホームページへ公表することといたしますのであわせてご報告いたします。

2点目は、先日開催されました産業祭での農地・農業者年金相談コーナーについてのお礼です。当日は天候にも恵まれ、農地・農業者年金相談コーナーの開設に際し会長をはじめ推進委員さん、スタッフで参加されておりました委員のみなさまご来場いただきありがとうございました。お疲れさまでした。

高知県農業会議から2名の年金相談員を招き各種相談に対応いたしました。残念ながら農業者年金の新規加入には至りませんでした。加入推進の取り組みとして前年度に引き続き、今年度も2名の新規加入を目指しておりますので目標達成に向けて、委員の皆さまからも引き続き若い農業者や農業者年金に興味関心がありそうな方へご周知いただきますよう、お願いいたします。

事務局からは以上になります。

○議長 ほか意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第787回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時30分時閉会

平成29年5月8日

会　長

農業委員

農業委員